

2011年4月25日

厚生労働省健康局長 外山 千也 様

社団法人日本社会福祉士会 会長 山村 睦  
社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 竹中 秀彦  
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 笹岡 真弓  
NPO法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 鈴木 五郎

ハンセン病療養所退所者等の地域生活支援のための専門的相談機関を国のモデル事業として整備し、ソーシャルワーカーを活用することについての要望

社会福祉専門職団体協議会（以下「本協議会」という）は、（社）日本社会福祉士会、（社）日本精神保健福祉士協会、（公社）日本医療社会福祉協会、（NPO）日本ソーシャルワーカー協会のソーシャルワーカー4団体で構成しています。

本協議会は、2003年度に、国の設置したハンセン病問題検証会議・検討会調査班からの協力要請を受け、ハンセン病問題の真相究明のための被害実態調査に参加し、300名に及ぶ調査員の派遣を行いました。本協議会は、この調査の中で多くのことを学ぶとともに、ハンセン病療養所退所者及び家族（以下、「退所者等」という）に対する支援はソーシャルワーカー全体の問題であるとの認識を新たにし、退所者等の地域生活を支援するための相談センター（ハート相談センター）を2003年度に開設し、現在に至る活動を行ってきました。

本協議会は、この間の相談活動の経験を総括し、退所者等に対する新たな支援の在り方を検討するため、2009年度に「社会的に孤立しがちなハンセン病回復者・家族に対する見守り・個別支援に関するモデル事業」（厚生労働省社会援護局平成21年度社会福祉推進費等補助金事業、事業実施主体は本協議会の構成団体である日本社会福祉士会）を実施しました。

この研究の中で、モデル事業として実施した見守り相談、個別支援という相談スタイルが高齢化している退所者等の支援に効果的であることを明らかにしました。このたび、本研究の成果を具体化するため、退所者等に対する専門的相談機関を国のモデル事業として整備し、合わせてソーシャルワーカーを活用することについて別紙の提言をまとめました。

つきましては、提言の趣旨をご理解頂き、療養所退所者等に対する専門的相談機関の整備とソーシャルワーカーの活用に向けた検討をお願いする次第です。

以上

別紙

ハンセン病療養所退所者等の地域生活支援のための専門的相談機関を国のモデル事業として整備し、ソーシャルワーカーを活用することについての提言  
～療養所に戻らなくても済む地域生活の保障を求めて～

#### <提言の内容>

地域で生活するハンセン病療養所退所者・家族等（以下、「退所者等」という）が、望む場合には療養所に戻らなくて済む地域生活を保障しそれを支援するため、見守り相談、個別支援を内容とする専門的相談機関を国のモデル事業として整備し、ソーシャルワークの専門的知識を有する相談員を配置すべきである。

#### <提言の趣旨>

①ハンセン基本法は、「国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする」（第十七条）と規定している。

②退所者等が一市民として地域生活を続けて行く上では、かつての病気を意識せずに（忘れたい）生きていきたいと思う人や、カミングアウトして生きていきたいと思う人など、一人ひとりがさまざまな想いを抱えながら、自由な生き方ができるようにしていくことが重要である。

③一方で、介護が必要になったら療養所に戻るしかないと思っている人も多い。

④これらの人が、望む場合は最後まで地域で暮らすことを可能にする選択肢を増やすためには、社会資源の開拓が必要である。例えばハンセン病の治療や介護に詳しいヘルパーや看護師の活用などにより不安なく在宅療養が出来る施策や体制の整備が必要である。と同時にそれらの制度が実効性を発揮するためには、支援を必要とする人と制度や社会資源をつなげる相談窓口が必要となる。

⑤退所者等は、退所者の会などの活動をつうじて、高齢化・認知症など介護保険サービスに関心を持ち、療養所その他周辺の診療機関との連携など自分たちで何か出来ないかという助け合いの機運も生まれている。このセルフグループとしての活動を強めるためにも、その活動を側面から支援する専門的コーディネーターを配置することが重要である。

⑥家族関係が断絶していることの多い退所者にとって高齢化にともなう不安の軽減はもつとも喫緊の課題である。差別偏見を体験してきた当事者には、家族に代わる信頼関係のある支援者を通して地域の医療・福祉サービスに繋ぐなど隙間を埋める直接的支援が必要であり、そのための専門的知識を有するソーシャルワーカーの確保が必要である。

⑦退所者は療養所以外の医療機関にかかったことのない人も少なからずおり、療養所とつながっていることが多い。療養所のソーシャルワーカーと地域の専門的相談機関の連携で地域生活支援は一層効果をあげることが出来る。

⑧以上のことから、退所者等の地域生活を保障しそれを支援するため、見守り相談、個別支援を内容とする専門的相談機関を国のモデル事業として整備し、ソーシャルワークの専門的知識を有する相談員を配置すべきである。

⑨退所者等に対する相談窓口は都道府県に概ね開設されているものの、その多くは退所者等の把握すら困難な状況であり、効果を上げているとは言い難い現状がある。従って、専門的相談機関は、退所者給与金の支給等で退所者の実態を把握している国が、当面の間、モデル事業として実施すべきである。

また、専門的相談機関は各自治体との協力が不可欠であり、具体的連携が可能となるよう整備すべきである。

⑩専門的相談機関をどこに設置するかについては、退所者等の地域的偏在の現状や、今後地域で暮らす退所者等の掘り起こしを行っていく必要があることから、療養所や退所者の会との連携が可能な療養所所在地や退所者の会のある地域に設置することが現実的である。

さらに、専門的相談機関を拠点にして当事者の住む行政の相談窓口や地域の支援機関に繋がネットワークを整備することが機能的である。この点では、現在ハート相談センターが拠点となり、他地域の退所者等が個別支援を必要とする場合にはネットワークを活用して個別支援担当者と連携する方法を取っていることが参考になると思われる。

以上